

税制上の特例措置を受けるための証明書について

1. 概要

住宅の取得・リフォームを行った場合、一定の要件を満たせば税制上の特例措置を受けることができます。
なお、この特例措置を受ける際には、住宅の性能を証明する書面の発行を受ける必要があります。

※証明書は、中国地方整備局では発行していません。

※税制の内容については、お答えできかねる場合がありますので、ご了承下さい。

2. 住宅性能証明書等のご案内

住宅性能証明書等は、受ける税制上の特例の種類によって、“種類”や“発行主体”が異なります。
お問い合わせを頂くことの多い証明書について、下の表のとおり整理していますので参考にして下さい。

	証明書の発行主体				
	建築士事務所に 所属する建築士	指定確認 検査機関	登録住宅性 能評価機関	住宅瑕疵担保 責任保険法人	市町村
建設住宅性能評価書			●		
住宅性能証明書		●	●	●	
耐震基準適合証明書	●	●	●	●	
増改築等工事証明書	●	●	●	●	
住宅耐震改修証明書	●	●	●	●	●

※上の表は、平成29年2月10日現在の国土交通省ホームページでご案内している情報に基づいて整理したものです。

【参考：国土交通省関係ページ（住宅）各税制の概要】

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr2_000011.html 

※アドレス（緑色の文字）をクリックして頂きますと、該当ページに移動します。

【参考：増改築等工事証明書については（一社）住宅リフォーム推進協議会のホームページで詳しく紹介されています。】

<http://www.j-reform.com/zeisei/index.html> 

※アドレス（緑色の文字）をクリックして頂きますと、該当ページに移動します。

3. 指定確認検査機関等について

上の表にある、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関、住宅瑕疵担保責任保険法人は、以下のページでも確認できます。

【指定確認検査機関：日本建築行政会議（都道府県ごとの指定確認検査機関）】

<http://www.jcba-net.jp/map-kikan.html> 

【登録住宅性能評価機関：（一社）住宅性能評価・表示協会（登録住宅性能評価機関の検索）】

http://www.hyoukakyokai.or.jp/kikan/hyouka_search.php 

【住宅瑕疵担保責任保険法人：（一社）住宅瑕疵担保責任保険協会

（住宅取得等資金に係る贈与税非課税措置の対象家屋であることの証明について）】

<http://kashihoken.or.jp/etc/> 